



B&G海洋センター新艇庫完成記念

体験ヨットクルージング参加者募集

海洋スポーツの拠点として整備が進められていた新艇庫が、このほど牛窓ヨットハーバー敷地内に、B & G財団の助成を受けて完成しました。完成を記念して、体験ヨットクルージングを開催します。

ぜひこの機会に、日本のエーゲ海牛窓をクルージングしてみませんか？

▷日 時 3月15日（日）午前10時～正午（荒天中止）

▷場 所 瀬戸内市B & G海洋センター艇庫（牛窓ヨットハーバー敷地内）

▷参加費 無料

▷定 員 50人

▷申込方法 電話・FAX・電子メールで、市社会教育課までお申し込みください。（先着順）

▷申込期限 3月9日（月）午後5時必着
ただし、定員になり次第締め切ります。

完成した新艇庫



▷その他 ウインドブレーカーなど、多少ぬれてもよい暖かい服装でお越しください。

■問い合わせ・申込先

市社会教育課

☎ 0869-34-5605

FAX 0869-34-4790

電子メール syakaikyouiku@city.setouchi.lg.jp

子育て支援の輪

～みんなが子育ての一員です～

このコーナーでは、瀬戸内市子育て支援ネットワークを構成する関係機関・団体・組織などを紹介します。同ネットワークは、すべての子どもたちの人権を守り、安心して子どもを生み育てられる地域づくりを目指します。

家では味わえない体験を 磯上子育て親子の交流会

磯上子育て親子の交流会は、磯上ふれあいプラザで毎月第4火曜日、長船町磯上地区の子育て中の親子が集まり、交流を深めています。

同会は5年前に立ち上げられ、おもちゃ遊びを主体に、紙しばいや手話、おやつ作りなど、磯上ふれあい福祉会有志の皆さんを中心に、みんなが楽しめる活動を行っています。



無邪気におもちゃで遊ぶ子どもたち

■連絡先

磯上子育て親子の交流会

那須佳子さん

☎ 0869-26-3937

「声を掛けると、その人がまた声を掛け、輪が広がる。ここでは、家では味わえない体験ができ、親同士・子同士のつながりもできる。子どもたちも明るく、成長が早いといつも感心させられる」と、同会の皆さん。子どもの数が少なくなっている中、子育て中の親子の皆さんが、子育てについて気楽に話し合い、楽しく交流を深める姿がそこにありました。

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている人などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の人を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の人を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成21年3月分は平成31年3月末まで）であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■問い合わせ先

岡山東社会保険事務所 ☎ 086-270-7928

平成20年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成10年度の月分	16,590円	—	—	—
平成11年度の月分	15,950円	—	—	—
平成12年度の月分	15,320円	—	—	—
平成13年度の月分	14,740円	—	—	—
平成14年度の月分	14,180円	—	7,090円	—
平成15年度の月分	13,970円	—	6,980円	—
平成16年度の月分	13,770円	—	6,880円	—
平成17年度の月分	13,810円	—	6,910円	—
平成18年度の月分	13,860円	10,390円	6,930円	3,460円
平成19年度の月分	14,100円	10,570円	7,050円	3,520円

※平成18・19年度はまだ加算が付きません。

住宅用火災警報器を自治会で一括購入！

火災による逃げ遅れを防ぎ、早期発見による初期消火に有効な住宅用火災警報器を、市消防本部の指導を受け、尻海西部町内会が、一括購入しました。

高齢化が進み、高齢者の独り暮らしや二人世帯が多い同町内会は、日ごろから火災への備えが必要と考え、役員会で購入を決定。個人

設置された住宅用火災警報器



□住宅用火災警報器を早めに設置しましょう

住宅用火災警報器は、消防法の改正に伴い一般住宅において設置が義務付けられたもので、既存住宅は平成23年5月31日までに設置が必要です。

皆さんの生命と財産を守るためにも、まだ設置していないご家庭

では、ぜひ早めに取り付けましょう。

□市消防本部が共同購入を推奨

市消防本部では、住宅用火災警報器の設置にあたって、自治会や事業所単位で共同購入すると、単価が安くなるなどのメリットがあります。詳しくは、消防本部までお問い合わせください。

■問い合わせ先

市消防本部予防課

☎ 0869-22-1333